

警備業個人資格証明書等の郵送交付について

当県では、警察署への来署申請又はe-Gov電子申請(デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト)を通じて行われた申請のうち、下記の手続きについては、利用者の利便性を考慮して、個人資格証明書等の郵送交付(希望者のみ)をすることが可能です。

郵送交付の対象手続

- 1 合格証明書の書換申請、再交付申請
- 2 警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者資格者証の書換申請、再交付申請
- 3 警備員指導教育責任者講習(新規取得、追加取得講習)における講習修了証明書の交付
- 4 機械警備業務管理者講習における講習修了証明書の交付

郵送交付に当たって準備してもらうもの

- ・ 交付用封筒【レターパック不可】
- 1 郵送交付の対象手続1の場合
長形3号(23.5cm×12cm)又は長形4号(20.5cm×9cm)
切手を貼付【簡易書留に必要な郵便料金】
送達先の記載(申請者名及び申請者が確実に受け取れる場所を記載)
 - 2 郵送交付の対象手続2、3、4の場合【レターパック不可】
角形2号(33.2cm×24cm)又は角形20号(32.4cm×22.9cm)
切手を貼付【簡易書留に必要な郵便料金】
送達先の記載(申請者名及び申請者が確実に受け取れる場所を記載)

対面での申請

- ・ 対面での書類審査
- ・ 警察署窓口での手数料の納付
- ・ 交付用封筒の提出

オンライン申請

- ・ 警察署窓口での手数料の納付
- ・ 交付用封筒の提出
- ・ 原本の提出の必要がある書面の提出

原本の提出の必要があるもの

- ・ 合格証明書(書換えの場合)
- ・ 警備員指導教育責任者資格者証(書換えの場合)
- ・ 機械警備業務管理者資格者証(書換えの場合)

書類審査(本部)

申請者への郵送による交付(本部から送付)

注意事項

- 申請は、警察署窓口又はe-Gov電子申請で行ってください。【郵送申請は不可】
- 郵送交付に係る費用(郵便料金、封筒代等)は、申請者負担となります。
- 切手の料金は、簡易書留に必要な郵便料金で、郵便物の重量により変わります。
- 封筒にはあらかじめ必要事項を記載してください。特に宛先は、郵便物を受け取る方の住所及び氏名(個人名)を漏れなく記載してください。
- 切手料金の不足や郵送により受け取りができなかった場合は、警察署窓口の交付となります。